

徳島商工会議所会議室の使用に関する規約

徳島商工会議所

(趣旨)

第1条 この規約は、徳島商工会議所（以下「本所」という。）の会議室等の使用について必要な事項を定めるものとする。

(会議室等の使用)

第2条 本所は、会議室等を産業、経済、文化等の発展に関する会議、講演会、講習会等本市商工業の発展に寄与するための使用に供することができる。

2 本規約において、「会議室等」とは、3階会議室並びにこれらに附帯する設備器具をいう。

(貸出時間)

第3条 会議室等の貸出時間は、平日の9時から17時までとする。ただし、入居団体については、17時以降21時まで貸出することができる。

2 土・日・祝日は原則として貸出しない。

(使用手続)

第4条 会議室等の使用を希望する者は、会議室等使用申込書により、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。

2 本所は、前項の承認に会議室の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 本所は、会議室等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認せず、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用を停止させることができる。この場合、会議室等を使用する者（以下「使用者」という。）に生ずる損害については、一切の責めを負わない。

- (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 政治・宗教目的のために使用するとき。
- (3) 危険物を使用するものであり、災害発生のおそれがあるとき。
- (4) 申込書に記載の使用目的等を逸脱して使用しようとしたとき。
- (5) 会議室等が喧騒にわたり、他に迷惑が及ぶと本所において認めるとき。
- (6) 災害その他の事故により、会議室等が使用できなくなったとき。
- (7) 使用権を他に譲渡し、又は転貸したとき。
- (8) その他会議室の管理運営上支障があると本所において認めるとき。

(使用料)

第6条 使用者は、別に定める使用料を前納しなければならない。ただし、本所が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

2 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、減額または増額することができる。

減額する場合

- (1) 徳島商工会議所会員が使用するとき。
- (2) 徳島経済産業会館の入居者が使用するとき。
- (3) その他特別の事由によるとき。

増額する場合

- (1) 各種展示会、催し等に使用するとき。

(2) その他特別の事由によるとき。

3 既納の使用料は原則として還付しない。ただし、次の場合はこの限りでない。

(1) 当所において会議室の使用を取り消したとき。

(2) 不可抗力による事由によって、会議室が使用できなくなったとき。

(3) 使用日の4日前までに取り消しを行ったとき。

(使用上の禁止事項)

第7条 会議室内での入場料・受講料等の徴収及び物品の販売は認めない。

2 会議室内での喫煙は禁止する。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、会議室等を損傷し、又は滅失しないように注意するとともに、本所の指示に従わなければならない。

2 使用者は、会議室等の使用を終了したときは、その使用した会議室等を原状に回復しなければならない。

3 使用者で会議室等に損害を生じさせたものは、本所が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、本所が、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(立入り)

第9条 本所が必要と認めるときは、何時でも使用中の会議室等に立入り、管理上必要な検査又は指示等の措置をすることができる。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項については、両者協議の上決定する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から実施する。